

厚岸町議会 令和3年度各会計決算審査特別委員会会議録

令和4年10月20日

午前10時48分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和3年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

- 委員長（竹田委員） これより、審査に入ります。

進め方は、款・項ごとに進めてまいります。令和4年第3回定例会において、本委員会に付託されました決算認定9件のうち、はじめに、「認定第1号 令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（竹田委員） 各会計歳入歳出決算書の13ページをお開き願います。

令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入から進めてまいります。

なお、項によってはページ数が複数に及びますので、質疑の際はページと事業名を特定のうえ、発言をお願いします。

それでは、進めてまいります。

1款 町税、1項 町民税。

5番、南谷委員。

- 南谷委員 1款1項町民税、1目個人でお尋ねをいたします。

個人、現年度分調定額が4億5,142万1,727円。これは対前年度比1,096万449円増額となっております。そこでお尋ねをいたします。この要因です。昨年はコロナの影響もありました。令和3年度はコロナ禍の影響を含めどのような状況でこの調定額にいたったのかと、それから収入未済額でございます。現年課税は75万5,327円減となりました。滞納繰越分は573万242円の減額にいたっております。各々この減額の要因について説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 税務課長

- 税務課長（鈴木課長） お答えいたします。始めに令和3年度の町民税の調定額の増額の要因でありますけれども、令和3年度の町民税の調定につきましては、令和2年中の所得に対しての課税であります。令和2年は1月に道内でも新型コロナウイルスの陽性者が確認されまして、さらには道独自の緊急事態宣言、国の緊急事態宣言が発出されるなど経済にも大きな影響があったと考えております。このことから厚岸町全体では個人の所得につきましては前年を大きく下回ると我々は考えておりました。しかし課税所得は前年より7億5千万ほど多くなったという結果が出ております。この結果の要因であり

ますけれども、コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が大きく減少となった方におかれましても持続化給付金等の各福祉の給付金等がありまして、なんとか前年並みもしくは前年より若干所得が多くなった方が多かったというのが要因ではないかと考えております。

次に収入未済額でありますけれども、現年度で75万5,327円の減額。更には滞納繰越分は573万242円減額となっております。この要因でありますけれども、現年度につきましては収納額が前年度より0.19ポイント上がっております。このことから調定額の増額分の1,096万449円に対して、収入額は1,171万5,776円と調定額以上の収入額が増分となっております。滞納繰越分につきましても収納率が前年度より3.68ポイント上がっております。

このことから調定額が前年度より417万円程減額となっておりますけれども、滞納繰越分の収入額は前年とほぼ同様の804万879円と前年度と同様の収入額となっております。また、昨年度より155万7,020円の多くの不納欠損をさせて頂きました。その結果、収入未済額が573万242円の減額となつたということでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 監査委員の決算審査意見書にありました。町民税の収納率が95.55パーセント過去最高の収納率に至ったこと。本当に町民の皆様の税に対する深いご理解、理解の賜物と思っております。

ただいま説明がありました町民税個人の収納率が94.96パーセントに至り、現年と延滞の収入未済額2,204万1,628円は対前年比648万5,569円の減額に至ったことはこれらの数字、非常に過去にないくらいの数字に至っております。税務担当者の徴収業務の取り組み、努力に対しまして敬意を表します。今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ただ憂慮される面もございます。今日コロナ減免を始め、目まぐるしい国の制度改正が多く行われております。マスコミでよく誤収入の記事が記載されます。間違いが発生しないように職務の遂行が求められておると思います。現に令和3年度分にもこの決算の中にも先の議員協議会で説明がありました。誤りの算定をされ、見失ったと言うんですか解釈の違いなのかもしれませんが、令和4年度で修正をしております。そういう事実もあるわけでございますから、今回この修正をした経緯を活かさなければ私はならないと思うんです。

それでその後この確認後、事務の改善これらについてどのような対応されたのかお尋ねさせていただきます。特に私は職員間の連携確認が更に必要と考えますがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長

●税務課長（鈴木課長） お答えいたします。平成27年から令和3年度にかけての個人の町道民税の算定誤りについて、課税誤りを発生させてしまったということにつきまして

は、この場をお借りいたしまして改めて深くお詫び申し上げます。

その後どのように改善されたのかということでもありますけども、この度のこの課税誤りの原因は町道民税の算定における住宅借入金特別税額控除について、職員の認識が足らず当初の賦課作業において入力誤り及び確認漏れをしてしまったというのが原因でございます。

税務事務につきましては専門性が高く、適正に事務を遂行するには幅広い知識又は経験が必要でございます。このことから幅広い知識を有する職員への育成に力を注いでいかなければいけないと私は考えております。

今年もまた1月から来年度の当初賦課のための課税作業が始まるわけでもありますけども、外部での専門的研修会の参加、更には課内においての勉強会を進めるなど係間の情報共有を図り、人材育成スキルの強化を促進し、特定の職員に頼らない各担当者の知識の習得を目指していきたいと考えております。

また、日頃の税務事務につきましてもこれまでも複数人で確認作業を進めながら行っておりますけれども、更に徹底して事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、徴収業務につきましては昨年度は過去最高の収納率を更新することができましたけども、今年度も町民の皆様の納税相談に応じながら、個別に対応を図りながら未収金の縮減に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

●委員長（竹田委員） 1 項 町民税他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。2 項 固定資産税。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 項 軽自動車税。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 項 たばこ税。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 項 都市計画税。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 地方譲与税、1 項 地方揮発油譲与税。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 項 自動車重量譲与税。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 項 森林環境譲与税。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 款・1 項 利子割交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 4 款・1 項 配当割交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5 款・1 項 株式等譲渡所得割交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 6 款・1 項 法人事業税交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 7 款・1 項 地方消費税交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 8 款・1 項 ゴルフ場利用税交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 9 款・1 項 環境性能割交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 10 款・1 項 国有提供施設等所在市町村交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 11款・1項 地方特例交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(なし)

●委員長（竹田委員） 12款・1項 地方交付税。

(なし)

●委員長（竹田委員） 13款・1項 交通安全対策特別交付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 14款 分担金及び負担金、2項 負担金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 15款 使用料及び手数料、1項 使用料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項 手数料。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項 証紙収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 16款 国庫支出金、1項 国庫負担金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項 国庫補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項 委託金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 27ページ入ります。17款 道支出金、1項 道負担金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項 道補助金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3項 委託金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 18款 財産収入、1項 財産運用収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2項 財産売払収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 33ページに進みます。19款・1項 寄附金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 20款 繰入金、1項 基金繰入金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 21款・1項 繰越金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 22款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 2 項 預金利子。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 3 項 貸付金元利収入。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 4 項 受託事業収入。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 6 項 雑入。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 39ページに進みます。23款・1 項 町債。ございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ以上で、歳入を終わります。

- 委員長（竹田委員） 次に、45ページ、歳出に入ります。
1 款・1 項 議会費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 2 款 総務費、1 項 総務管理費。

- 委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

- 南谷委員 68ページです。ここまで飛ぶんですよね。エリアは。いいですか。

- 委員長（竹田委員） 71ページまでです。

- 南谷委員 ここの68ページの2 款1 項10目企画費。この中で089ですか、結婚支援です。825万の予算に対して実績が202万1千円、不用額が622万9千円発生しております。この結婚奨励金国と町が各々15万普通にもらえれば30万交付されるわけですよ結婚した人は。

この支給実績とこの内容、不用額はこれだけ出てます。この内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。この結婚支援事業でございますが、この令和3年度から新たにスタートさせていただきました。これは新婚生活に伴う住居費及びまた引っ越し費用の一部を補助し、新婚世帯の経済的支援ということで始めさせていただきます。

今回のこの不用額でございますが、この当初予算の計上の仕方でございます。こちらの国の地域少子化対策重点推進交付金ということで、国の方から2分の1の補助金をいただくとあります。こちらが要件、それぞれ国の要件がございまして、これがまず婚姻日における年齢これが夫婦共に39歳以下。それと夫婦の所得金額が400万円未満というのがこの国の交付金を得る対象者のところでございます。この当初予算の持ち方でございますが、まず当初予算の中では、全体的には過去の実績も見させていただきました、だいたい40件くらいが1年間に婚姻するというところで、当初私達の予算の計上の仕方、これは40件をみておりました。そのうちこの国の対象となる件数、これを15世帯分これが30万円いただきますので、これの2分の1国から15万、それと厚岸町から15万を支出するというところでございます。これがまず15件。そしてこの国の要件対象外こちらの方にも国の交付金は出ませんが、厚岸町独自の政策として同じ厚岸町の国の負担と同じ負担分、町から持ち出す分15万円はこの対象外の世帯にも配っておりました。この対象外が25世帯これらを合わせまして、15世帯と25世帯、これは国の対象分、町の分ということで合わせて金額を825万円予算計上させていただきました。これの実績でございます。実際にこちらの実績でございますが、国のまず要件で対象なる世帯、こちらの方が3世帯でございます。これが88万3千円になります。これを2分の1で割りますと町の負担分は44万1千円と。それと町のこれ国の要件対象外の部分でございますが、これが実績が8件ございました。これを金額に合わせますと113万8千円ということでございます。これを合わせますと202万1千円ということでございます。

今回のこの不用額622万9千円でございますが、それぞれの国の対象それと国以外を対象で申しますとまず先ほどの国の要件の対象からみますと不用額は361万7千円それと町単独でいきますとこちらの方が261万2千円ということで、これを足しますと622万9千円ということでございます。こちらの不用額大きいところではございましたが、この令和3年度の婚姻件数、例年できますと私達が見込んでいた40件を大幅に下回りまして27点ということでございます。この実績でいきますと先ほどの3件と8件足して11件、これもまだ申請をしてない方もいるということでございます。これは町いたしましてもこちらの方は年度当初にも周知をさせていただいております。これは防災無線、広報とも周知させていただいております。年度途中も忘れてないかということで、これもそれぞれ周知させていただいておりますし、窓口の方でもこの婚姻の方にも説明してるというような状況でございます。

●委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 大変丁寧な説明ありがとうございます。今伺いますと国と町の分を入れ11件で町民課の方に婚姻届を出した27件です。実際に届出があったのは。そうすると交付されてのが11件で、残り17件はもらってないんですよ。予算が余ることについては僕はそういう考えはないんです。だけど窓口で今説明ですとねしっかり説明はしているんですよと言っているけれど、実際に倍以上の数字がもらってないんですよ。これについては非常に疑義を感じますよ。しっかり連携してんのかなと。窓口に来た時に交付制度について、きちんと説明されてるのかと。私は今の答弁では納得できませんよ。してるよって言ってるんだけど現実こういう数字だよ。これはもっとPRする必要があると思うんです。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。いま議員おっしゃるとおり、結果この27世帯交付したのは11軒ってことで、差額は16件。これはもらっていない方ということでございます。そういった中では制度確かに令和3年度からスタートしてまだまだ町民の中、婚姻される方に周知されていないという部分は議員おっしゃるとおりではないかと思っております。そういった中ではこの16件につきましてはもうすでに申し訳ございませんが、国の補助金もありましてこの年度は締めておりますが、いま令和4年度スタートして今半ばでございます。こちら周知不足という部分では議員おっしゃるとおりでございますので、今後このようがないようですねまずはやはりこの結婚支援というのをこういう風にして町がやってるんだということをやはりを大きくもう少しやる必要があるんじゃないかと思しますので、私達もまだ令和4年度の途中でございますが、引き続きPRをしながらこの事業を進めてまいりたいと思しますのでご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 この17件で受け取らないという人仕方がないですよ。令和3年度もう終わってます。救済措置を考えてみては私はいかがかなと、令和4年度に。そこまでいかないんでしょうか。まあ情情的にはいやいや失念してたとか、そういう人が本当にいないのか非常に疑念に思います。今後についてはしっかり対応していただきたい。連携して、令和4年度以降についてはまだ年度ありますから。ぜひこの届け者と乖離しないように一つ努力をしていただき、せっかくその制度を、子育て支援を含めて厚岸町に婚姻をしていただくということは大切なことだと思うんですよ。ですからやはりせっかく制度を設けているわけですから大いに活用してもらえるようにぜひPRをきちっとやっていただきたいと思いますがいかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。婚姻届に関しましては町民課の窓口で受けております。そういった中ではこれ連携いたしまして、やはりこういった事業やっているということで、もちろんこれ周知もさせていただきますが、今後やはりこの窓口と連携しながらこの事業を進めてまいりたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 年度内にできるものであるのか、できないのか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） すみません答弁漏れがありました。救済措置におきましてはこの場でやりますよっということは今申すことは正直言いましてできませんが、今のご意見いただきながら検討させていただければと思いますのでご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 大変ありがたい答弁です。全くダメだと思ってるんですけど、ぜひ検討していただきたい。せっかくいやいや本人の意思でいりませんって言う人これについてはやむを得ないと思うんですよ。もし分かんなかったんだと、こういう人があればせっかくの制度があってももらえなかったということであれば、そういう人がいれば一つ対応して、それと窓口に来た人だけではないんです。やはり結婚したらこういう風にもらえます。そうしたら早くした方がいいとか、30万もらえるんだなってこういうことも認識して結婚、それでするとは限らないと思うんですが、大いにPRをしていただきたいと思います。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。これは厚岸町で色々やってるして施策、今まさに移住定住それと子育て支援対策ということで色々進めさせていただいております。そういった中ではこの結婚支援も含めて、他のそういう支援策まだありますので、そういった中ではやはりPRを含めてこういった漏れがないようにしていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。2番、石澤委員。

●石澤委員 65ページです。移住定住それから移住体験住宅支援金のところなんですけど、これは何件ぐらいが移住してきたのか、それからこれを体験した人からいろんな要望が出たと思うんですが、それがどんな要望だったのか。それからこれからどういう風に取り組んでいくのか教えてください。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。移住体験住宅でございますが、まずは5件の方、今回令和3年度で入居していただいております。5件の方からのご意見色々アンケートこれ常に入居された方にはアンケートを実施させていただいております。このアンケートちょっと若干ちょっと大きなところを申し上げさせていただければ、まずはこの厚岸町に来てみてということで、やはりこのご意見の中にはシーズンの形で生活をしたいと。やはりこちらに来る方というのがどちらかと言うとこの夏場やはり来ております。そういった中ではやはり本州の方に行きますとどうしても今のこの夏の気候というのがかなり暑いということで来られる方やはりこちらの方に来て涼しいということでこの意見ってのがやはり大きな要因でございます。それと逆にデメリットの意見といたしましては、やはりその冬の生活がどのようなのかというのが一番やはりご心配されてる方が多いということで、なかなかこちらに来て生活をするというところでは一番ネックになるところがそこなのかなと。ただ厚岸町にこうやって来ていただいた中では病院もあります。また買い物もするところもあります。そういった中ではいい町だということでございますが、やはり冬の生活がどうなるのかというところが今心配してるというような意見が多かったというところでございます。

それと移住体験住宅の今後でございますが、やはり今2件この移住体験住宅で実施させていただいております。これが今回も5件でございますが令和3年度は、令和4年度も引き続き多くの方、こちらのやはり2件でございますので、締め切りをさせていただいてやっておりますが、やはりこれを今後どうするかということでございますが、やはり受け入れるそういうものが必要となります。そういった中ではこれを建てていくことにはなってはいかないのかなとは思いますが、やはり今私たちが考えているのは空き家対策をやっています。そういった中では使える空き家、いま空き家バンクというのを町でこれをやっておりますが、そういう空き家をもし活用ができるのであればそれを活用して、こういうような夏場だけでもこちらに来ていただける、ようは関係人口の取り組みにも一つになると思うんですが、そういった方に利活用できればなということを今考えてるというところで、少しでもそういうような受け入れ態勢を広げていければなと思ってるというところでございます。

それともう1つが移住支援金でございます。こちらの移住支援金でございますが、これは町内の移住定住、これは考えてる方で中小企業における人手不足の解消ということで、これは東京圏こちらから町内に移住する方、就業または起業したいということに対して、国で進めてる事業でございます。これが単身でいきますと、就業でいきますと60万円。企業でいきますと260万円。それと世帯でもしこちらの方に移るとなると、就業であれば100万円。企業であれば300万円ってということで、こちら国と北海道合わせまして4分の3。残り4分の1を町が負担するということで、これを就業1件、世帯単身を1件ですね。それと世帯就業1件ということで見込んでおりましたが、この令和3年度にはそういう方がいないということで、今回のこの160万円の不用額になったというところでございます。

●石澤委員 良い取組だと思ってたんですけども、人手不足というのは厚岸町の中でも多

いし、それから加えて一人世帯のシングルで子ども育ててるような、町にはそういう方もたくさんいるので、もう少し、マスコミなんかでは良い移住なんていう形で宣伝もしてますけども、厚岸町に来てきちんとした仕事があるっていうことも伝えながら、これからシングルの方でシングルで子育てをしてる方とかそういうことも対象に広げて、ぜひ取り組んでいってほしいと思うんですがいかがですか。

- 総合政策課長（三浦課長） ちょっと不足しておりますが、まずこの移住支援金でございますが、これ北海道と共同してやっています。これ北海道の求人のサイトに登録しなければならないというところでございます。そういった中では私達もその企業ですね。やはりこのサイトにまず登録していただくということが前提でございます。そういった中では働きかけもこれから強化していかなければならないと。

また、やはり移住定住ということで様々な事業を進めております。これはもちろん移住定住のこの支援策だけではなくて厚岸町全体、福祉にしても教育にしても厚岸町いろんな支援策をしています。そういったのを全面的に更にPRして、厚岸町はこういう所だというのを色々雑誌またホームページ等いろいろ、また昨年も動画を作成させていただきました。いろいろな移住定住の施策をさせていただいております。そういった中ではさらにやはり新しい事業も考えながら、そして今やってる厚岸町のいろいろな支援策これをPRしながら、一人でも多くの方に厚岸町に移住定住を簡単ではございませんが、来ていただけるように努力していきたいと思っております。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。他に総務費ございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ71ページです。1項 総務管理費。

（なし）

- 委員長（竹田委員） 2項 徴税費。

（なし）

- 委員長（竹田委員） 3項 戸籍住民登録費。

（なし）

- 委員長（竹田委員） 4項 選挙費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 項 統計調査費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 項 監査委員費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 79ページに進みます。3 款 民生費、1 項 社会福祉費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 103ページまで進みます。

●委員長（竹田委員） 2 項 児童福祉費。117ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 款 衛生費、1 項 保健衛生費。131ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 項 環境政策費。139ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 款 農林水産業費、1 項 農業費。155ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 項 林業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 項 水産業費。173ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 款・1 項 商工費。187ページまでです。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 7 款 土木費、1 項 土木管理費。189ページまでです。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 2 項 道路橋梁費。199ページまでです。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 3 項 河川費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 4 項 都市計画費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 5 項 公園費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 6 項 住宅費。211ページまでです。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 8 款・1 項 消防費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 221ページ。9 款 教育費、1 項 教育総務費。229ページまでです。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 2 項 小学校費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 3 項 中学校費。243ページまでです。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5 項 社会教育費。255ページまでです。5 番、南谷委員。

●南谷委員 249ページでございます。9 款 5 項 4 目。この249ページの真ん中にアッケシソウ栽培地整備事業が計上されておるんですけども、2,002万。ここでお尋ねをさせていただきます。

アッケシソウについて先日道新に写真入りで大きな記事が記載されました。早速私もその記載の記事を見て見に行って、現地に行きました。現地に行きましたら記者さんの写真の技術の素晴らしさに感動してきました実際のところ。すごいなと思って感動してきたんですけども、事業が粛々行われてるということを実感してまいりました。町としてアッケシソウについて粛々取り組んでいることを確認をさせていただいたんですが、このチカラコタンの事業だけではなくて、アッケシソウについてこの場所以外にも湖内の現状の現況の調査も実際にしてると思います。

湖内の状況について説明をしてください。現状どうなっているのか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） アッケシソウの湖内の調査についてということでございます。私ども海事記念館の職員とともに先般厚岸湖の奥に調査に行つて参りました。いわゆる湖の北岸の辺り、猫ノ沢とか登喜岱の方ですね。そちらの方に見てきましたが、試験栽培地の話が当初ありましたが、それとは別にちょっと時期的なものもありまして、赤いものが湖岸の現地の方はちょっと少なめではあったものの、種をつけた状態で、乾燥している状態これが実は多く見られました。実は私、別な係の時に25年前ほどですか、調査に同行した記憶がございます。どちらかというと私も進んで今回は行かせていただいたのですが、思った以上に群落があったということで非常に状態は悪くないという感触を私としては持ちました。他の職員からは昨年よりもあるなと言う声もありましたので、状況としてはまた来年時期をちょうど赤く色づく頃をめがけて行くですとか、ちょっと工夫しながら状況を確認したいと思っておりますが、湖内の状況については私としては広く分布していたなという印象を持ったところでございます。

●委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 チカラコタンの事業だけではないんですよアッケシソウがどっかで育ってくればいい。ですからチカラコタンにも力を入れて調査研究していただきたいし、実態として厚岸町湖内の状況っていうものもしっかり調査をされて、アッケシソウがこれからもっとももっと繁茂するように続けていただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただきます。チカラコタンの現場に行つた時に鹿よけの防護柵だと思うんですが囲いがありました。私が聞ってる範囲、予算の中では鹿よけ柵み

たい囲いの予算っていうのは聞いてないんです。この予算計上というのはどのような
っているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えをさせていただきます。今回のご質問の鹿よけ
の防護柵でございます。実は業務といたしましては、アッケシソウの試験栽培に係る土
壌水質調査、それに加えまして管理業務ということで一部コンサルの方に委託をかけて
おります。その中の内訳といたしまして、防護柵の設置というものが管理上の必要性か
ら搭載されているということでございます。その鹿よけにかかる費用につきましては、
全てに共通する部分もでございますのである程度幅があると思いますけれども、設置にかか
る人件費それと資材費合わせますと概ね26万円程度ということになっておりまして、延
長としましてはぐるっと80メートル程度ということで鹿の防護柵を設置しております。

●委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 もっともっと大きい数字なのかなって想像したんです勝手に。頼んでも大工
さんにやってもらうと相当な金額になるもんですから。26万であれば。そうするとその
事業費の中で終わるよと新たに補正しなくてもいいよということだというふうに理
解を。当然ですねあれは鹿よけだと思うんですけれども、その当初になくともその場所
を管理していくという部分ではやっぱり適切な鹿よけ柵を設けるとかいろんな条件があ
ると思う自然相手ですから。そういうものについてはやはり当初予算になくとも、早急
な臨機応変に対応していただきたいと思いますがいかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今ご質問のとおりきちんとした試験結果を得るため
には、条件を均一に確保しなければならないとこのに考えておりますので、今回の鹿よけ
以外にも試験に必要なものについてはきちんと管理しながら、しっかりとした結果を得
られるように努めて参りたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。5 番、南谷委員。

●南谷委員 249ページ、博物館運営費ここでお尋ねをさせていただきたいと思います。
9 款 5 項 5 目博物館運営費ここでお尋ねをさせていただきます。海事記念館事業運営費
してございます。海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館、この3館の運営費だと認
識をしております。3館の利用状況の中で、海事記念館についてお尋ねさせていただきます。

平成14年から小中高生は入館料を無料とし、令和2年この年から大人も無料としまし
た。令和2年はコロナ禍の影響で入館者数が大幅に落ち込む中、大人の入館は伸びてい

ました。令和3年の利用状況について説明をしていただきたい。ということは令和2年から無料にしたんです大人の分を入館者数を。この実態、令和2年と比較して令和3年は無料を継続してるわけですから今までと違って。ただここにきてコロナの状況が発生した。この辺の影響について令和3年度どんな年だったのか入館者数について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 令和2年度に大人の無料に変えましたということでございます。今ご質問にあるとおり入館者総数については減少傾向これはコロナの影響でということでございます。ただの海事記念館におきましては、どちらかというとな大人向けの例えばプラネタリウムですとか、そういうものも充実させているというふうに担当から伺っております。それらの中で何がということではないんですけども、大人の方が興味を持ってソーシャルディスタンスを保ちながら入館していただいた結果が、全体的に減っている中でも事業を充実したことによりまして、その積み上げで大人の人数が増えたというふうに押さえております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 今言ったの3年かい。2年分って言ったからさ。そうすると令和3年分は大人向けのプラネタリウムとかそういう入館者数っていうものをある程度事業やってきたんで、コロナの影響もあるけど実際には増えていた。増えていたよって中身の数字で去年は何人でした、令和3年は2年は何人でした。大人の数が総体でなんぼでした、このくらいの数字は説明してください。僕らはわからないわけだよ。増えてますよって言ったって一人増えても増えているし、総体で年間何人いて、年間300人で増えたよ、100人増えました減りましたよなら分かるんだけど、増えましたでは1人増えたのか100人増えたんだか分かんないんだよね。コロナの影響がどうだったって。もう少し具体的に説明してください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。生涯学習課長。

教委生涯学習課長（川越課長） 大変申し訳ございません。令和2年度につきましてはコロナの影響で臨時休館という部分も日数の中に含まれておりましたので総体的に減っておりますが、大人の部分で申し上げますと、まず総体の入館者総数で言いますと令和2

年度につきましては3,049人、令和3年度は3,886人ということで約800名程度増えていると、失礼しました入館者総数は増えております。大人につきましては令和2年度の大人の人数は1,556人、それに対しまして令和3年度は1,889人ということで300人以上の増加ということになってございます。大変申し訳ございません。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると令和2年度はもう総体でもコロナの影響もあるけれど、休館もしたんだけどR2年R3年と大人の数字も増えていると。無料にした効果があったということだと思うんです。無料が一番良いかもしれない。維持費とかどうのこうのは別にして、せつかくある施設ですからこれからは無料ですということをPRして、しっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） ご質問者おっしゃるとおりでございます。各種事業が充実してるというふうに担当から聞いておりますし、この内容についてはフェイスブックを始め、紙ベースでも庁舎の1階にもございますが、それらの活動について毎月PR・周知、広報と同時に配布させていただいてるところでございます。

引き続き町内町外に向けて厚岸町の貴重な資料について見ていただけるような体制作りに努めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。他に。2番、石澤委員。

●石澤委員 5項ですね。情報館整備事業についてなんですが、改修工事が行われたようですけども、何か雨漏りがまだ、すが漏りっていうのかなそれがまだあるんだっていうような話を聞いたんですけれども、その辺どういう風になってるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 情報館の修繕の関係でございます。確かに中にはまだ雨風が吹きつけた際にまだ一部雨漏りがする部分があるというふうに押さえております。ただその内容につきましては、今その改修に向けて様々な専門家の方のご意見や関係する課と協議をさせていただいて、対応に向けて検討しているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。社会教育費、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。6項 保健体育費。263ページまでです。

2 番、石澤委員。

- 石澤委員　ここで6項、保健体育費、児童生徒の健康診断ってありますが、健康診断の内容は親には伝えてると思うんですが、それをどういう風に活用しているんでしょうか。

それから眼科検診とか歯科検診はそんなには入ってないんですか。どうなんですか。

- 委員長（竹田委員）　指導室長。

- 教委指導室長（廣瀬室長）　児童生徒の健康診断の結果の活用についてですが、健康診断は入学時から中学校卒業まで一元管理ということで、これまでは紙ベースで記載をとって保存しているところでしたが、校務支援システムの導入により現在は電子化しております、そのデータについて保存をデジタルに移行しているところです。

活用方法についてなんですけれども、診断結果によりまして家庭へ受診を勧めるですとか、再検査を学校で行えるものは行うというようなことと合わせて、児童生徒に自身の健康について意識をつけること、それから家庭へ保健だより等を通して健康について関心を高めるような啓発を継続して実施しているところです。この中に眼科検診、それから歯科検診の結果も含まれておりまして、歯科検診眼科検診につきましては記録が帳簿の他に整理ができましたら家庭個人向けへ、どこに虫歯がありましたとか視力はこの程度ですというお知らせをいたしまして、早期の受診を場合によっては進めたり長期休業中に受診を勧めるなどを個人的に指導を行っております。

- 委員長（竹田委員）　2番、石澤委員。

- 石澤委員　そういうふうに指導しているっていうか、伝えているって聞いていたのですが、中には結局親御さんが忙しいとかそれからそういう子どもが出さなかったとかっていう中で、歯とかだったら虫歯が進んだとか、眼科であれば目が悪くなったような話を聞いたもんですから、それをこう上手く親御さんに伝えあえるようなことができればいいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

- 委員長（竹田委員）　指導室長。

- 教委指導室長（廣瀬室長）　文書による家庭への連絡については一番最初に行われまして、その後、子どもの様子それから受信結果については受診したら学校にお知らせくださいということで知らせております。その後なかなか受信できないという家庭もありまして、そういった場合は例えば歯の痛みが強いですとか、ちょっと気になるといった場合、それから黒板の文字が非常に見づらいついていうような訴えがあったりっていう場合は、対応できることは学校でも対応します。例えば視力が弱くなっていて、黒板の字が見づらいという場合は応急的に前の方に座席を配置するなどの配慮はしております。だた歯の痛み等については学校ではやはり対応がしきれない部分というのもあります。そ

ういった場合については養護教諭あるいは担任から直接家庭の方に連絡をし、早期の受診を促すようなことを行っております。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。6項 保健体育費、他にございませんか。5番、南谷委員。

- 南谷委員 9款6項ですよ。4目264ページでございます。学校給食費3,346万7千円の予算に対し、228万1,485円の不用額でございます。発生してますよね。不用額がここで記載された236万9千円となっているんですけど、不用額給食センターで。まず給食センターの件で、ここで監査委員の報告書の中で、9款教育費学校給食センターでは調理器具及び空調設備器具が故障したため、補正により予算措置をされた修繕費が未執行となっているんです。こういう記載あるんです。これで見えていたんですけど、確かこれは12月に補正したと思うんですよ。急に破損したんでやむを得なく補正しますということで認識をしております。

ところが未執行になった。こっちの監査委員の報告書とこっちを見ても僕の頭で整理ができないんですよ。せっかく12月に破損したから補正計上したよ、だけど未執行ですって監査委員は指摘している。ここで不用額が発生しているこの内容についてまず説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 管理課長。

- 教委管理課長（田崎課長） 監査委員の意見書にもあります228万1,485円、需用費の不用額の内容でございます。委員おっしゃるとおり、この不用額につきましての予算措置につきましては給食センターにおける調理器具並びに設備の故障に伴い、令和3年12月のまず補正予算で154万円を計上。次に令和4年3月こちらの第1回定例会で59万4千円の補正計上を行ったものであります。トータルで200万円ちょっとぐらいの予算計上になったものと。

需用費今回228万1,485円が不用額となってるんですけども、消耗品や燃料費、光熱水費等のこれらの扶養額を合算したものが228万1,485円ということで補正でつけたにも関わらず、執行ができなかったものにつきましては213万4千円こちらが対象になるものであります。

内容につきましてはまず12月補正予算で計上いたしました154万円、こちらにつきましては粉碎機器といわれているものであります。厨房内で発生する調理くずや残飯、これらの生ゴミを処分する際、細かく粉碎をして水分を抜くという作業を行った後、ゴミとして排出する。これを行うことによってゴミの減量化並びに衛生上直接調理に携わる方々がこのゴミ処理に触らなくても自動的に行うことができるものですからこのような機械を使って、俗に言う脱水処理を行っているというようなものであります。こちらの方、粉碎機その他様々な機器類で構成されているものなんですけれども、このうちの粉碎機と呼ばれている部分、こちらが故障並びに関係する例えば配管を通してポンプを使って物を繰り出すといったようなポンプの設備等々、これらも経年劣化が発生しましてそ

っくりこの分を取り替えなければならないというような事案が発生をして計上したのです。

もう1点につきましては、令和4年3月59万4千円計上しましたこちらは空調機器の設備であります。屋外の空気を建物内に取り込むまたは送り出す排気をするといったような設備が給食センターに用意されておりますけれども、このうちの吸気系の空気量なりをコントロールするダンパー設備がございます。こちらは電子制御によってコントロールされてる機械なんですけれども、この電子部品の故障が発生いたしまして、モーターが正常に稼働しないというようなことから3月で補正予算を計上したといったようなものであります。

何も不用額としてお金を使うことができなかった、未執行という形になるんですけれども、大きな理由としてはこの時からすでに世界的な半導体の供給不足が発生してきておりました。かつ、その後におきましては半導体供給不足は新型コロナによって海外での部品製造が思うようにいかなかった。かつ、その後ウクライナ、ロシアにおける戦争行為が行ったことによって輸入のものがなかなか入ってこなくなったこのような事案があったんですけれども、特にこの半導体の供給不足これの煽りを受けまして、修理部品いつになったら日本に届くのか、そのような状況が全く見えない状況になってしまったといったようなことで、予算を計上したにも関わらず執行をすることができなかったというような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 なんかやむを得ないのかなと思う反面、はっきりしないんだな。というのは3月に補正予算計上して、片っぽは今聞いたら12月に計上したよ。でコロナこの辺の対応もあって機械が入らなかった。2つあった。3月に補正計上した部分については3月のこの時点で未執行というのはわかるんですけど、少なくとも12月に補正計上をしたものについては、既にその発注なりなんなりしてる間で、今こういう状況だよってのはある程度見通せたんじゃないのか。3月末で同じ修正を私はどっちかができたんでないのかとかように思うんですがいかがですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 委員おっしゃるのも私もあるというふうに思います。3月計上分につきましてはやはりその後の予算審査が行われる場がないということになりますので、3月補正につきましてはだいたい12月から1月にかけての予算計上、処理を行ってということになりますので、まだもしかすると対応が取れたかもというような状況での予算計上であったかなと思います。ただし12月につきましてはこのような状況下を鑑みると委員おっしゃるとおり、例えば発注行為を行って3月の議会で繰越の手続きをとるだとかというような執行の体制も取れたのではないかなというようにことは私も思っているところでございます。

何分にも事務手続き上の私は不手際が私も含めあったものというふうに思っております。

す。多額のお金を未執行というかたちで残してしまったことにつきましては事務作業のミスもあっただろうというふうに思いますので、この場を借りてお詫びいたしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 5 番、南谷委員。

●南谷委員 私は責めてんではないんですよ。他の課でもありました。コロナの影響で半導体が入んなくて未執行に終わった、繰り越しせざるをえない。

給食センターは建物は離れてますよ。それから新型コロナウイルス感染症対策、働く人、コロナにかからないようにする。それから事務作業も今までよりも増えます。そういう意味ではコロナが発生して以来給食センターも精神的にそれから肉体的にも労働力は増えます。そういう中でやっぱり管理課長としては連携を密にしなければ私はあの向こうから言ってこなかったのではなくて、自らが出向いてどうだと、こういう姿勢でなければならないと思うんですよいかがですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 委員ご指摘のとおりだと思います。コロナ禍ということもありまして、できるだけ外部の人間建物内にはなかなか入りにくかったというようなこともありますけれども、事務執行を司る立場としてこの点やはり今後、今以上に連携を図りながら事務作業の方を進めていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。なければ6 項、保健体育費を閉めたいと思います。

●委員長（竹田委員） 昼食のため、休憩します。昼からは10款、災害復旧費から始めたいと思います。再開は1 時とします。

午前12時 2 分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。10款 災害復旧費・3 項 公共土木施設災害復旧費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 項 その他公共施設災害復旧費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 11款・1項 公債費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 12款・1項 給与費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 13款・1項 予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 269ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 次に、270ページから279ページまでは、「財産に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。3番、室崎委員。

●室崎委員 ここで少しお聞きしますが、先にこの前の議会で財政健全化判断比率に関する議案が出ました。報告第10号です。その時にも申し上げたのですが、それはこの決算に従って計算をした数字なんですよね。この決算の審査をしないでそっちだけをどうのこうのというのはなかなかきついのがあったのですが、停止条件付きということで、この決算に間違いがなければこの数字はそのとおりであろうということで、私もそれ以上言う必要もないと思ってその場は賛成いたしました。

それでそこを手がかりにして厚岸町の財政運営というものをお聞きしたいと思ひまして。というような言い方をするといささか大仰になってしまうので、そんな立派な質問ではありませんのでどうか。

それでお聞きしたいのは、財政健全化判断比率でちょっとお聞きしますけれども、令和元年は71.8パーセント、令和2年は79.6パーセント、そして令和3年は81.9パーセントとこれはわずかながらと言っていいんだと思うんですが、数字は段々大きくなっている。これについては5番の南谷委員が先に指摘しておりました。この数字は少しでも少ない方がいいんじゃないのかと。そういうふうに努力すべきではないのかと。私もそれは全く同感でして、行政サービスの質を落とさないかぎり、この数字は低い方がいいだ

ろうと。そういう風に思っています。それでその時に私尻馬に乗って、そういう質問したんですけれども、町として担当者として確か80パーセントだったか90パーセントか忘れたのですが、その辺りまでを許容範囲と自分たちとしては考えて、その間に入れるようにするというしきの答弁があったと思うんですが、まずその点確認したいのですが。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。先の9月定例会でこの健全化判断比率のご承認をいただきました。その中での委員からのご質問の中で、まず実質公債比率、したら厚岸町としてのどこが危険水域なんだというお話でありました。この健全化判断比率の実質公債比率であります、これ早期健全化基準となりますと25パーセント、そして財政再生基準35パーセントという数字であります。厚岸町としては11.5パーセントで、将来負担比率の方が国の再生基準で行きますと350ということで、これが厚岸町今81.9パーセントっていうことでございます。これがどこが危険水域だと厚岸町に置き換えた場合ですね。これ350まで行けばもう破綻と同じになりますので、厚岸町に今置き換えますとやはり150から200の間っていう話をさせていただいたかなと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 それで監査委員にお聞きします。監査委員の財政健全化審査意見書その1ページを読みますと、将来負担比率についてという監査委員の見解が載っております。非常にさっぱりしたものなんですが。これを見ますと令和3年度の将来負担比率は81.9パーセント、前年度79.6パーセントとなっており、早期健全化基準の350パーセントと比較するとこれを下回っており良好である。これしか書いていないんです。これは意見書を見なくても私はわかるんだがなと思いました。それでお聞きするのですが、350パーセント以下であれば349パーセントでも良好であるという風にするということでこのようにお書きになったということでしょうか。素直に読むとそのように読み取れるんですがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 監査委員。

●代表監査委員（黒田代表監査委員） そういう意味では349.9までよろしいという意味で書いたわけではございません。監査委員として台接ぎの役割この財政健全化の部分についてはどの程度までいいとか悪いとかそれはとりあえず監査がどうこうと提示できる部分ではございませんので、そういう意味では肅々と財政健全化法基準にその範囲内に収まっているかどうかという一般的なそれを審査をし、そして意見を附して決算書、意見書、報告書を作りまして町民の代表である議会の皆様方に報告をするというのが監査の役割の第一義でございますので、とりあえずその範囲内での81、かなり乖離がある現状の中で、問題はないだろうという記述でございますのでご理解を賜りたいと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。もう少しそういうことが町民にわかるように記述を考えていただきたい。これはお願いしておきます。

その上で非常に今こういう健全化法なんていう難しい話をするようになってきたものですから、なかなかこっちが付いていくのがゆるくないんです。それで私なりに考えてきたものを確認する意味で少し申し上げたいんだが、許容範囲は150から200までは良しとして、町は考えているんだということは今わかりました。それでこの将来負担比率と先ほど私が聞く前に実質公債比率の話なんかを始めていましたけれど、実質公債比率というのは今年基準財政規模のうちの何割ぐらいを借金の返済に回さなきゃならないかということでしょう。簡単に言ってしまうと。それに対して将来負担比率っていうのは言わばその蛇口のついるタンクの中にどれだけ水が入っているのか。将来にわたって借金の返済っていう言い方は非常に卑俗すぎますけれど、あるいはちょうど一般家庭で言えば税金の支払いのようになんかどうしても負担しなければならないもの。それが年間の基準財政規模というのは要するに年間の一般財源の総額です。簡単に言ってしまうと。その何割を占めるかと、100パーセントであれば1年分の金全部使わないと払えないだけの借金があるということになる。それが1年分の今回は8割ぐらいなんだと、そういう解釈でよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。この将来負担比率の今お話しだったと思うんですけども、こちらの81.9%、100%だからってということでございませぬ。これはあくまでも借金が一般会計それと特別会計、企業会計、これは一般会計が負担しなければならない借金でございませぬ。それと合わせまして退職手当の負担金これはの職員が退職をした場合っていう部分であります。

それと一部事務組合の借金もやはり一般会計の負担をしなければならないということでもあります。これを標準財政規模とあと積み立てているお金、要はこちらでいきますと充当可能基金。それともう1つがそれに付随する充当起債これの償還に対する特定収入ありますので、それも充当いたしますと。それと基準財政需要額ということでこれもいま起債を発行しております。これが将来的に一定な率、要は基準財政需要額でいきますと例えば過疎債でいきますと7割が戻ってくるという計算の基で、81.9パーセントというような数字になってるということで、必ずしもその100を基準に考えるというものではございませぬということで説明させていただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 くどくてごめんなさい。私もそういう話をし出すともううろ覚えの話いくつも細かいこと言わないとならないから全部切って、本当の大雑把なところで考え方だけ今言ったわけで、補足していただいてありがとうございます。

それでその時の分子分母、そのまず分子というのは将来負担額ということになりますよね。その時に一般会計の支払わなければならないお金の額を見るときにこれもまた非常に卑近な単純化した例で申し訳ないんですが、借金が10万円ある家庭があったとして、そこに貯金が20万あったとします。そうすると借金の支払いをしなきゃなんないというときに貯金下ろして払えば日常の生活に使うお金に手をつけなくて済むわけです。それと同じことがこの自治体でいいますと起債が10万なんてことはありませんけれど、あったとそれに対して基金という形で積立金があると。そうすると万が一、今すぐ支払わなきゃならないという状態が起きたとしても、基金が起債を上回っていればこれ以外の細かいものもありますけれどちょっとそれ置いて、いわゆる行政サービスに使われる一般会計のお金のうち一部を割いて返済に回す必要がないですから。そういう場合には将来負担率はゼロと考えるわけですね。ということなんです。これ間違いないですね。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 今の委員の説明で間違いございません。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 厚岸町は81.9という数字が出ました。これ全道平均だと30いくつだと思うんですが、これ間違いないですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） これ令和2年度の数字で申し上げさせていただきますが、こちら全道平均でいきますと38.3パーセントということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 それでちょっと私なりに調べてみたんです。管内の他の自治体、それがどういう数字を出しているか、これ全部ホームページ発表していますから。令和3年のはまだ出ていませんけれども。

厚岸は令和元年が71.8、令和2年が79.6、令和3年が81.9、これは今言いました。弟子屈は元年が127.7、2年が75.7。釧路市は元年が83.6、2年が70.5。釧路町は53.4、46.4。標茶町は27.0、27.7とみんな低いんですよ。厚岸町よりね。鶴居と白糠はゼロです。これは要するに貯金が借入金を上回っているからです。ということが分かりました。今厚岸町数字が高いから悪いなんて言っている意味ではないですよ。ただ近隣との比較っていうのは大事だと思う。これらについては調べてありますね。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） これにつきましては、私たちも総務省から北海道を通じて資料の方がきますので、こちらの方は把握しております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 それでこれを教えていただきたいのですが、計算式の中に分子のところで、将来負担額というものの起債した借金だけでなく、例えば退職引当金とかいろいろ義務として払わなきゃなんないもの、そういうものは全部入れますよね。その中から今度は今の話に出てきたように、基金などというものがあればそれで払って、いわゆる行政サービスに使う金に手をつけなくてすみすから、そういうものを引いていくわけです。それで残ったものを基準財政規模、これも単純な基準財政規模ではなくて、そういう調整はしているんですけれども、それで割ると、そしてパーセンテージを出す。こういうことですよね。その場合の基金とは書いていないんですよ。充当可能基金って書いてあるんですよ。これを説明して欲しい。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 説明いたします。この充当可能基金でございますが、健全化を算出する際のルールといたしまして、これはあくまでも地方自治法第241条の基金ということで、厚岸町であります財政調整基金、減債基金それと特定目的の基金これを足した基金をこちらの方に計上させていただいてるということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 充当可能基金というのは充当不可能な基金というのがあるんですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。この充当可能不可能な基金でございますが、まず災害救助法で定められています災害救助基金。これは当町にありませんけれども、こういった基金とあと都道府県で定めております財政安定化基金。例えば後期高齢者だとか介護保険だとか保険料が不足した場合にお借りする基金、これは都道府県で定めている基金でございますが、そういった基金がある場合はこの健全化法の充当にはならないということで、厚岸町の置き換えますと今充当不可能というところの基金はございません。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 基金として計上はされているけれども、実際にそのぶつは不動産になったりしているようなもの。いわゆる固定資産になってしまっているもの、そういうものも入

るんじゃないですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） こちらのこの健全化法の要領でいきますと、現金預金また国債、地方債そういった部分がこれに計上するというふうになっております。
不動産的なものはこれには該当ならないということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 入らないんですね。すなわちこれを流動資産と言っていいかどうかちょっとわかんないんですが、流動資産的な要するに国債だとかそういうものでも持っていればすぐに換価できますからね。そういうものでないところの充当可能基金の中には入らない、基金であっても。というような辺りまでは前回のところでも私も見たわけです。それで私は、これこの前のおさらいですからね。それで今議論する気はないですから。ここでいう充当可能基金っていうのは柔軟かく考えるべきではないかと。そうすると基金以外の名前の付いている早く言えば貯金ですね。そういうようなものもこの充当可能基金に入るんじゃないかというふうに私は考えて申し上げた。それに対してあなたたちは、いやこれは法律に基金と書いているんだから、基金でなければ駄目なんだという有権解釈を示されたわけですね。これ間違いないですね。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。前回の9月定例会でもお話しありました。そういった中では今のこの健全化の私たちがこの総務省からきている、提出している中ではあくまでもこの地方自治法の241条の基金を毎年やっております地方財政状況、いわゆる決算統計の数字を基にして、出しているということでございます。

前回の9月定例会でも一部私たちも備荒資金こちらの方は厚岸町としても財産として、もちろん決算書でも載せさせていただいておりますが、これは241条には入らないということで、こちらの方は将来負担比率から除いている数字ということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 その解釈の根拠は例えば総務省だとかそういうところが基準をだしているんですか。それとも厚岸町の独自の、厚岸町で解釈してそういうふうに言っているんですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。総務省からのあくまでもこの決算統計

またこの健全化法を算定する際のルールとして、こちら要領に基づいて厚岸町として数値を出しているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 おそらくルールとしてきている文書は基金と書いていると思う。その基金の解釈なんですよ私が言っているのは。その基金の解釈は厚岸町が基金と書いているから基金だと解釈してるのか、総務省が基金以外の名前の付いたものは入れてはいけませんよって言っているのかって聞いているんです。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） あくまでもこの241条の基金ということでありますので、先ほちょっとご説明した備荒資金の方はあくまでも納付金ということでございますので、あくまでも総務省のルールでいきますと241条の基金をこちらの方に標記するというようなルールでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 町の解釈は分かりました。今の聞いていると基金と書いているから基金以外の名前の付いたものはだめだという文書は来ていないわけですね。そういう風に今聞きました。どこまでも条文に基金と書いているから、だから自分たちはその基金だけをここに入れるんだという風に解釈されたんです。

それでもう1度お聞きしますが、近隣の町村は皆そういう解釈で統一しているわけですね。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。こちら近隣町村のみならず申し訳ございません、これは私たちも北海道に確認をもちろんさせていただいております。

北海道はこの備荒資金よりは納付金ということで、あくまでもこれを除いてこちらの健全化判断比率と出しているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 これは鶴居村の広報です。令和3年10月号の4ページです。ここでは村の貯金（基金）となっておりますが、その額を出すのにあたって備荒資金組合基金というのを入れています。入れて村の貯金と村の借金を村債と書いているが、それをグラフで出しています。これはそうすると道や総務省に違反したやり方なんですね。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。こちらの備荒資金という言い方ですが、これまず備荒資金の備荒基金の設置管理及び処分に関する条例というのが、備荒資金で定めています。

その中では、北海道市町村備荒資金組合に災害に備えての対策資金として納付された納付金等の積み立てのため備荒資金を設置する。これはあくまでも私たちが納付した納付金を備荒資金が基金を作って運用してるということでございます。

鶴居村の方の書き方でございますと、他の広報の書き方あると思いますが、私達の広報の決算の概要の中にもこちら備荒資金もこういうふうにして厚岸町の財産ということで載せさせてはいただいております。

（発言する者あり）

●総合政策課長（三浦課長） すみません。他の申し訳ありません、鶴居村のこの広報は私、拝見してはございません。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時29分休憩

午後 1 時37分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 貴重な時間をいただきまして大変申し訳ございません。今、この鶴居村の2021年の10月号を申し訳ございません確認させていただきました。

この令和2年度の末基金残高でございますが、今申し訳ございませんが、鶴居村にも電話をして確認させていただきました。まず標記している基金、全会計の17基金こちらの方が地方自治法の241条、これに基づいた基金をこちらに載せている。

それとこの備荒資金、組合基金というのがこちらの241条ではなくて、このやはり備荒基金ということで備荒資金組合の基金を管理するこちらの条例で定めるってということで、こういうような備荒資金、組合基金ということで標記しているということでございます。

●委員長（竹田委員） 3 番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると鶴居村は非常に広報は単純に書くからあいまいになっているけれども、解釈としては厚岸町と同じなんだとそういうことですね。だからこの計算式の中には備荒資金組合の積立金というのは入れていないと、厚岸町と同じですよと、そうい

うことですね。わかりました。それなら納得いくんです。

それでもう1度お聞きするんですが確認なんですが、こういう健全化法なんていうものができて、そしてこういう難しい計算をした数字を公表しなければならなくなった、ならなくなったという言い方はちょっとおかしいかな。することにしたその意図、それは財政の透明化、誰が見ても厚岸町なら厚岸町の一般会計、特別会計、企業会計、全部を含めて中が良く見えるというふうにするための一つの方法として、この健全化比率というような数字も出すと。その数字を見るとわが町の財政は健全なんだな、この程度に健全なんだなということがわかると。そのためのものであるというふうに私は解釈しているんですけど、これで間違いないでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。まずはこの健全化法の中にもこの議会の公表、そして広く公表しなければならないというのがあります。そういった中ではやはり町民に対しても今の町の財政状況、なかなかその専門用語で出すというのは難しいところがあるのですが、わかりやすく公表しなければならないというところで、当町といたしましてもこの公表をしているというところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 この辺りでお終いにしますが、それでこの前の議会の時にお聞きしたんですが、この備荒資金の積立金約12億これがもし基金の中に入れば数字は81.いくつからぐんと下がりますよね。これ確か30台ぐらいになったんじゃないかと思うんですがどうでした。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。超過納付金こちらを充当可能基金に含めると、81.9が57.4パーセント。というような数になるというところでございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 それで今の話をまとめていきますと、健全化法に基づく健全化比率というのでこう条件を作って、こういうふうにして式を作りなさいと。そうするとこういう数字が出てくる、それがあなたの町の財政のいわゆる健全化を表す1つの指標ですよということになったわけですね。そしてそれは何というかと財政の状況がひと目でわかるその大きな要素として使いなさいと。だから公表しなさいということなの。

それであえて言わせてもらうけど、厚岸町の財政運用はその趣旨を壊しているんじゃないですか。なぜなら入れたくてもその計算式に入れられない箱の中に12億の金突っ込んで、そして本来なら57.4と出てもいい数字をぐんと悪い82程度にしまってる。し

かもこれは意図的にそういうことをやっているとしかなわざるを得ない。何となれば。もう数年前ですが、私は備荒資金について議会で質問したことがあります。その時の財政課長は貴方ではないんだが休憩を取って、基金の中に入れておく外から見えるから何ですか国の交付金やそういうものに影響を及ぼす恐れがある。だから見えないところに置いておくと公言した。しかもそれは議事録に書かれると困るから休憩してもらってしゃべりましたと。よくまあ堂々と言ったものだ。そういうことがありましたね。それと今のこの話を一緒にすると意図的にこの数字を狂わせて、有利な財政運用をしようとしているのではないかという疑いを私は払拭することができない。これは財政運用としては大変な問題だと思う。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。意図的にこの数値をとということではございません。この総務省のルールに基づいて、私たちもこれを算定して公表してるところでございます。

ただ先ほど言うように町民に対しての数値の出し方というのが一番大きいところかなとございます。やはりこの総務省のルールまたこの備荒資金っていうのをどういったあれで厚岸町はこの納付金があるんだとというところがやはり一番大きなところかなと思います。そういった中ではこれあくまでも健全化のルールではこの算定で出すしかございませんが、町民に対しての公表の仕方を私たちは考えて、どういったこの基づいてこの数値が表されてる。また、備荒資金も含めた中での数値の出し方も研究をさせていただいて、町民に公表させていただければと思っておりますのでご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 この健全化法に基づいての数値というのは一覧表になりまして、全国の都道府県市町村が一覧表になって全部ネット上に載っております。日本中の人が見てるわけです。その中で厚岸町っていうのは道内で確か悪い方から24番だったかな。財政随分大変な町なんだと見る人もいるかもしれません。でも実はそんなに悪くないんですよ。こうやって別の袋に金入れてますからというような財政運用は褒められたものじゃないと私は思います。

ただ、今担当者は検討するということを言ってくれたので色々な角度からきちんと検討して、厚岸町の財政運営っていうのは公明正大であって、なおかつガラス張りであるというふうに言えるように進めていただきたい。今この場ではこれ以上言いませんけれどもよろしく。

監査委員にもその事は強くお願いしておきます。監査委員もやはり財政の透明性という観点から見てどうなのかという、そのことについては遠慮しないで意見を出してもらいたいということです。二一五としか書いてないんだこの意見書は。それでは駄目でしょう。そういうことでやはり町民にわかるように、これだけ苦労してこういうふうにと検討

してこうなったんだという過程を見せていただきたい。そういうことです。よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきたいと思います。いろいろな今議論があったわけではありますが、私どもの基本姿勢はやはり健全財政を維持しながら、町づくりをしていく、これは大事なことです。いま備荒資金並びに健全化法の問題についていろいろと議論があった訳ではありますが、健全化法につきましては名前のとおりなんです。そのできた要因といいますのは自治体は倒産しないという考えの基で今までは夕張市の例を取りますと、傲慢経営をしてきた言っても過言でない結果が倒産ということになり、鉛筆1本も国の指示に従わなければならないぐらいの行政を推進しなければならない事態に相成った訳であります。二度とこういうことがあってはならない、そういうことで財政健全化法というものが成立された訳であります。

さらにはまた備荒資金については組合であります。これ全道の市町村179が加入をいたしておるわけであり、先ほど担当課長から答弁があったとおりなんです。

しかも災害という今日の時代を迎えて、一朝有事の際にやはり使えるお金が蓄えが欲しいというような考えの下でこの組合が成立いたしておるわけであります。そういうことでいろいろな考え方があるわけではありますが、あくまでも私どもは健全財政を維持しながら、素晴らしい町づくりをしているんだということをご承知をいただければと。やはり二度と夕張のような町づくりをしてはいけないそのように考えておりますので、この点をご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。

●委員長（竹田委員） 総体的に他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第1号 令和3年度厚岸町一般会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 委員会を休憩します。

午後 1 時51分休憩

午前 1 時51分再開

●委員長（竹田委員） 委員会を再開いたします。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第 2 号 令和 3 年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

なお、認定第 2 号からは、款で審査いたします。

●委員長（竹田委員） 284ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 国民健康保険税。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 款 国庫支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 款 道支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 款 財産収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 款 繰入金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 7 款 繰越金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 8 款 諸収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、288ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 保険給付費。294ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 款 国民健康保険事業費納付金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 款 財政安定化基金拠出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 款 保健事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 7 款 基金積立金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 9 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 10 款 予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 300ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第2号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（竹田委員） 305ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

2款 使用料及び手数料。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4款 道支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5款 繰入金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 8款 諸収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 9款 町債。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、307ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 水道費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 款 公債費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 款 予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 313ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第3号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（竹田委員） 318ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 分担金及び負担金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 使用料及び手数料。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 款 国庫支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 款 繰入金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 款 諸収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 7 款 町債。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、320ページ、歳出に入ります。

1 款 下水道費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 款 公債費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 款 予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 330ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第4号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（竹田委員） 335ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 保険料。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 サービス収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 3 款 分担金及び負担金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 款 国庫支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5 款 支払基金交付金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 6 款 道支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 7 款 財産収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 8 款 繰入金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 9 款 繰越金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 10 款 諸収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、341ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 345ページ、2款 保険給付費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4款 地域支援事業費。353ページまでです。

（なし）

●委員長（竹田委員） 5款 介護給付費準備基金費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 7款 諸支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 8款 サービス事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 9款 保険福祉事業費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 10款 予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 359ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第5号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（竹田委員） 次に、「認定第6号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

- 委員長（竹田委員） 364ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 後期高齢者医療保険料。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 3 款 繰入金。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 4 款 繰越金。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 5 款 諸収入。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

- 委員長（竹田委員） 次に、366ページ、歳出に入ります。

1 款 総務費。

(なし)

- 委員長（竹田委員） 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（竹田委員） 4 款 予備費。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 370ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第 6 号 令和 3 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第 7 号 令和 3 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（竹田委員） 375ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 サービス収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 2 款 国庫支出金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5 款 財産収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 6 款 繰入金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 7 款 繰越金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 8 款 諸収入。

(なし)

●委員長（竹田委員） 9 款 町債。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、379ページ、歳出に入ります。

1 款 サービス事業費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 2 款 施設整備費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 3 款 基金積立金。

(なし)

●委員長（竹田委員） 5 款 予備費。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 383ページ、「実質収支に関する調書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第7号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算について」は、認定すべきものと決定しました。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（竹田委員） 決算書の12ページをお開き願います。令和3年度厚岸町水道事業決算報告書、「収益的収入及び支出」です。

収益的収入から進めてまいります。

1款 水道事業収益。5番、南谷委員。

●南谷委員 1款 水道事業収益でございますが、決算額が2億8,886万1,451円、対前年比765万7,400円の減額となりました。

委員長ここでお願いでございます。事業収益が減額となったという事は他会計からの補助金、それから当年度収支まで影響が及んでおります。そんな関係で1回で質問を終わらせたいんで広まってもよろしいでしょうか。

●委員長（竹田委員） はい。

●南谷委員 配布された資料で質問をさせていただきたいと思います。この資料、令和3年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書、消費税抜きで質問をさせていた

だきます。

●委員長（竹田委員） はい。

●南谷委員 まずこの資料を見てください。営業収益でございます。営業収益なんです、対前年比796万5,275円の減額でございます。このような数字になってしまいました。昨年はコロナ禍で2カ月分1,412万5,120円の減免措置を実施。この分を一般会計から繰り入れをしたという認識をしております。

令和3年度も水揚げ減少やコロナ禍の影響があり、結果的に482万2,476円の純損失が最終的に発生しております。これは当初予算を若干下回る程度でございますが、対前年比大きく乖離をしております。前年度と比較して利用実態、事業収益、営業外収益の他会計からの補助金の繰入状況、そして収支について一通り最終的にこうなりましたというものを説明していただきたいんですが、よろしいですか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。前年と比較した利用実態と、まず事業収益の方からご説明させていただきますが、令和3年の利用実態としては前年に比べて3万6,547立方メートルの4.2パーセントの水量減になっております。

これについては主な要因としては、業務用の用途になりますがこれに関しては1万9,192立方の6.5パーセントの水量減になってございます。

それとまた収益の料金収入に関してですが、前年度に比べて322万2,590円、1.4パーセントの増となってございますが、これに関しては令和2年の業務用用途の水道料金免除がなかったということで表面上はちょっと大きく見えていますが、実質これ認定8号の説明資料にも書いてございますが、かっこ1の給水収益の方に業務用の免除なしの場合については570万2,272円これが実質減っていると、もし免除がなかった場合はこういうような値になります。

それと他会計の補助金の繰入状況ということになってございますが、これに関しては昨年は、令和2年に関しては1,412万5,120円の料金免除に対する補填っていうのがございましたので、昨年と比べると52.1パーセントの減と見えますが、この辺がないので他会計の繰入状況というのは減少しているように見えるというふうになってございます。

あと収支に関してになりますが、総体的に言いますと令和3年度決算に関しては、収益に関しては給水収益は新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う外出が少しずつ解除されまして、普段の生活に戻りつつ家事用の水需要は人口減少に比例し少しずつ減少してきてます。家事用の使用水量は前年度と比較して3パーセント減少しました。

また業務用の使用水量は前年に引き続き減少傾向となり、前年度と比較して6.6パーセント減少となっております。

今後の水需要については注視していく必要があると考えてございます。また、会計上は令和2年度、先ほども申しましたが業務用の水道料金免除に伴い、令和3年度の給水収益は増加したこととなりましたが、実質令和2年度の免除のない場合には約960万円、

約4パーセントの減少傾向となっておりございます。これに関しても今後の水需要には注視していく必要があるという風にとらまえております。

また費用に関することとなりますが、例年に比べて2月の中旬から3月上旬の雪解けに関する水道水源の河川水質悪化が穏やかであったこと。それらを勘案しまして、水処理薬品の使用量が抑制された動力費が減額になったということで不用額というのが500万円ほど出たのかなというふうにとらまえてございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 一通り説明をしていただきました。ありがとうございます。だいたいわかりました。それで令和3年度の決算を踏まえて実績、令和2年度の水道事業の全体実績を踏まえて、令和4年に値上げをしております。料金の値上げをしておりますが、これらの関係について令和3年度実績、当初利上げする時の計画を立てていました。こういう将来をこうなりますよって見通しのもとに立てています。実際に令和3年度の決算が閉まりました。これを踏まえて、当初見積もっていた令和4年度のその料金改定に向けての考え方この辺に差違はありますか。この辺はどうなんでしょう。実態と令和4年度もう入ってますよ。この辺については令和4年度に入って料金改定がなってきた、令和3年度の実績がこうだったという結果が出ました。これを踏まえて令和4年度今推移しています。推移しているのはいいんだけど、ご承知のとおり非常に加工場を始め、私の感じでは事業縮小になってきていると思っているんです。この辺についての考え方、実態について説明してください。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 料金改定を踏まえた中、当初予算を踏まえた中で今の実質の推移ということでご説明させていただきます。

それに関しては当初予算から比べ、いま上期4月から9月までの間になりますが、水道使用の大きな家事用が約6割、業務用が約3割という風になってございますが、現在上期で見てみますと家事用に関しては当初計画より約2パーセントほど下がってる見込となっております。

あと業務用用途に関しては浮き沈みちょっとあるんですけど、1パーセントくらいが減少している傾向に働いてございますので、大きくいえば加工関係いつもであれば6月ぐらいから水使い出しますが、大きいところでいけば1,800立方ぐらい減少しておったり、正直言って今の現在、元々予想していた使用量よりも現月に関して低下となっておりますので、今後の12月補正に関しては元々料金収入は減額傾向かなというような考えて今は推移してるものであります。

●委員長（竹田委員） 1款 水道事業収益、他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ以上で、収益的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、収益的支出に入ります。

1 款 水道事業費用。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、13ページ、「資本的収入及び支出」です。

資本的収入から進めてまいります。

1 款 資本的収入。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、資本的支出に入ります。

1 款 資本的支出。ございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ以上で、資本的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、「たな卸資産の購入限度額」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で「たな卸資産の購入限度額」を終わります。

●委員長（竹田委員） 1 ページにお戻りください。

1 ページから11ページまでは、「事業報告書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 14ページから20ページまでは、「財務諸表」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 21ページから27ページまでは、「附属明細書」です。

（なし）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第8号 令和3年度厚岸町水道事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、「認定第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

●委員長（竹田委員） 決算書の7ページをお開き願います。令和3年度厚岸町病院事業決算報告書、「収益的収入及び支出」です。

収益的収入から進めてまいります。

1 款 病院事業収益。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、収益的支出に入ります。

1 款 病院事業費用。

（なし）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、8ページ、「資本的収入及び支出」です。

資本的収入から進めてまいります。

1 款 資本的収入。ございませんか。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、資本的支出に入ります。

1 款 資本的支出。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、「たな卸資産購入限度額」です。

(なし)

●委員長（竹田委員） 以上で「たな卸資産購入限度額」を終わります。

●委員長（竹田委員） 1 ページにお戻りください。

1 ページから 6 ページまでは、「事業報告書」です。

(なし)

●委員長（竹田委員） 9 ページから 13 ページは、「財産諸表」です。

(なし)

●委員長（竹田委員） 14 ページから 19 ページまでは、「附属明細書」です。

(なし)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。5 番、南谷委員。

●南谷委員 総体で何点かお尋ねさせていただきます。令和 3 年度の厚岸町病院事業についてでございますが、10 ページに令和 3 年度の厚岸町病院事業欠損金計算書が記載されております。

これによりますと当年度末残高が 6 億 5,258 万 7,281 の欠損金、これだけ病院事業会計で赤字を持っています。こういうことだと思うんです。

一方これに資本金更に 5,600 万円あるよ。それはそれとして、現金ベースではゼロと

いうんですか、赤字にはなっていない。

まず最初に病院事業で現金ベースでは黒字になっていない。これ辺についてもう少し詳しく説明をしてください。まず1点目です。

それから現金ベースでは私の捉えるところでは、一般会計からの繰入です。病院事業に対する一般会計の繰入は、対前年度比相当増えています現実に。ということは極端な言い方をすると一般会計からの繰入でちょうど現金ベースでゼロベースになるようにそこまで繰入をしたとそのように捉えておるんです実際に。赤字補填分も含めて調整はされたな、さすが事務屋さんだなと。経理上現金ベースで赤にならない分くらい法定繰入以外の一般会計からの赤字補填分を繰り入れした。私はそういう理解をしてるんです正直なところ。

これを踏まえて、病院事業会計前から指摘がございました。今後の厚岸町の町立病院の運営について、今後検討していくとこの考え方について病院として検討中だということ答弁がずっとありました。これを含めてこの考え方について議会の方には未だないんですよ。厚岸町の町立病院の存続についてどうするんだ、なくすることはできないと思うんですけど、この考え方についていっこうに議会の方にも報告がありません。それでこれらについてどうなっているのかこの辺も含めて今年度の令和3年度の病院事業会計を振り返って、改めて大まかでいいですから整理して説明してください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） お答えさせていただきます。まず始めに現金ベースということの説明ですけれども、いわゆるところの不良債務がどうだったのかというお話しになります。

この不良債務につきましてはその計算式がございまして、まずは流動負債から流動資産を差し引いた結果がどうだったのかということになりますけれども、その内建設改良に充てられる企業債の部分が覗かれますので、その計算した結果が500万ほどの資金剰余になったという結果を持って、不良債務は発生しなかったというお答えにさせていただきます。ただ現金ベースではその500万何某が要は資金剰余という額になってございますけれども、今回お示ししております収支状況の説明を見ると、状況からすると今年度収支で940万円程が赤字という現在その状況になっておりますので、経常収支では赤字だけでも不良債務は発生していないという矛盾みたいなそんな会計上の手法ですので、そういったことになっておりますのでこれは非常にちょっと説明するのもなかなかちょっと非常に難しい部分もあり得ますけれども、それに至った経緯と申しますか、これは一般会計、財政の方とも相談させていただきながら、どのような場合でも不良債務といいますか現金ベースで不良債務を発生させるとなると、次年度以降のいろんな制限がかかってくるので、それは何としても避けなければならないというところで、最低限の収入を負担をしていただいてその中でやりくりした結果ということになってございますけれども、実はこの私どもが計算した中では、もう少し医業収益が伸びるだろうと想定してはあったんですけれども、実際のところがコロナの状況があったり、いろんなところでそこまで回復できなかったというちょっと私ども計算の目録とちょっと違うところ

が出た結果が、今回900万円の赤字になったというような状況になってございます。
非常に難しい見通しを立てながらやっておりますけれども、結果的にそうなったということですが、しかしながら最低限先ほど申し上げました不良債務だけは発生させないように一般会計の方と調整させていただいた結果がとっております。また今後の病院の見通しどうなんだというお話しでございますけれども、再三にわたり私どもの方も今国が示している公立病院の経営強化ガイドラインというのが示されまして、今その内容を分析中でございます。この内容が先ほど委員がおっしゃいました地域医療構想の問題ですとか、色んな問題が、そこに対応をどうするんだということを盛り込まないとならないプランを作らなきゃならないってことで、今勉強中でございます。これにつきましては近いうちに議員の皆さん方にその状況、どういったものを掲げなきゃならないのか、どういう病院としての考えを示さなければならないのかというものをお示ししていきたいというふうに考えておりまして、近々説明するように私どもの方も今勉強中ということもございますので、それが整理ができた段階で、なるべく早めにお示ししてこの病院の在り方というものをお示ししていきたいと考えておりますので、その辺はこれからということになりますけれども、近々ということでご承知置き願えればと思っております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 もう1点だけ説明していただきたいと思うんですが、たしか昨年度は国からコロナの交付金を病院会計に活用されてました。繰り入れしているはずなんです。コロナ対策の分を入れてるはずなんですよ。令和4年はどうなんでしょうか。その分は確かなんぼだったかな入れてるはずなんです、コロナの対策資金を投入してますよ。令和4年度、今年度に入って経営状況っていうのはそれは必要がないのでしょうか。経営状況っていうのはどうなんでしょうか。今まで決算状況については3年聞いたんですけど、令和4年度に向かって今始まってます。でもコロナは治ってない、病院の収支状況っていうのは去年はたまたま入れてもらえたよ。今年についての考え方、見通しについてはどうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） まず私の方からご説明させていただきます。昨年の令和3年度の状況では、その一般会計の繰入だけ総体の繰入の中の一部がコロナで配付されている町の交付金の一部を活用させていただいたということで、その内の中に内数として入っております。

実際のところこれからどうなるんだということですが、今補正予算を調整中でございます。その中で今現在の見通しを作ってる最中でございますけれども、いずれにしてもこれまでのコロナの状況ですとか、患者の状況ですとか、そういうこと考えると非常に厳しい病院運営というのは変わらないということになりますので、そのうちまた一般会計から負担をしていただいた中で、経営をその部分をクリアしていくということ

になりますけども、これは今後財政の方とも相談した中で、また財政の方は財政の方で厚岸町全体の調整交付金の中の全体の中の調整入りますので、その中の部分でそれは財政の方で調整していただきながら、その財源という風の1つの中身という風になるかなと思いますけども、これは後ほど我々病院の経営状況がある程度こういう状況になるというのを示した中で、一般会計の方とも相談させていただきながらということになるかなと思っています。

- 委員長（竹田委員） 他に総体的にございませんか。

（なし）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、「認定第9号 令和3年度厚岸町病院事業会計決算について」は、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（竹田委員） 以上で、令和3年度各会計決算審査特別委員会に付託された議案の審査は、全部終了しました。

よって、令和3年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時25分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年10月20日

令和3年度各会計決算審査特別委員会

委員長